

交付対象について

- Q 1. 交付対象を保険医療機関・保険薬局のみとしているのはなぜか。
A 1. 保険医療機関・保険薬局は、公定価格である診療報酬により運営されており、物価高騰の影響を価格に転嫁できないためです。
- Q 2. 特別養護老人ホーム内（併設）診療所は市の支援を受けられないのか。
A 2. 本体施設である特別養護老人ホームが、本市の「社会福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象となっているため、対象外としています。
- Q 3. 自由診療のみ行っている医療機関は市の支援を受けられないのか。
A 3. 保険医療機関登録がない場合は、高槻市第3次医療施設等物価高騰対策支援金の対象外です。
- Q 4. 施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）は市の支援を受けられないのか。
A 4. 高槻市第3次医療施設等物価高騰対策支援金の対象外です。
- Q 5. 同様の趣旨の給付金を他団体（国・都道府県・他市町村等）から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請は可能か。
A 5. 本市以外の団体から同趣旨の給付金を受けているまたは受ける予定であっても、本支援金を申請（受給）することができます。ただし、本支援金を受給した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかについては、それぞれの給付金の支給要件等をご確認ください。

手続きについて

- Q 6. 燃料費、光熱費、診療材料費等の増加を証する書類を添付して申請しなくてよいのか。
A 6. 申請時点では当該書類の添付を求めています。ただし、交付要綱第6条第5項に基づき、適正な交付決定を行うにあたり、当該書類を求める場合があります。
- Q 7. 押印を省略できないか。
A 7. 申請書への押印は必要です。法人が開設する施設の場合は、法人代表者印の押印をお願いします。
- Q 8. 紙媒体以外の手続き（電子申請）は可能か。
A 8. 紙媒体による申請のみとしています。また、原則として郵送による申請としています。
- Q 9. 申請期限はいつか。
A 9. 令和7年2月28日（金曜日）を期限としています。必着のため、余裕をもって申請してください。
- Q 10. インターネット銀行を振込口座にする予定。通帳がなく、申請書類に口座の写しを貼付できない。
A 10. ①金融機関名 ②支店名 ③口座番号 ④口座名義（フリガナ）の4点わかるパソコン画面などの画像データを貼付してください。
- Q 11. 家族・親族の口座を振込口座にしてよいか。
A 11. 「開設者名義の口座」または「施設名義の口座」以外の口座での申請を受付けておりません。

その他

- Q 12. この支援金は課税対象か。
A 12. 課税対象です。令和7年分確定申告等の対象となります。
- Q 13. 支援金の振込はいつごろか。
A 13. 申請書類を受付してから、おおむね30日後を予定しています。